

別紙

質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準
(趣旨)

第1条 この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人を含む。以下同じ。）又は代理人若しくは使用人その他の従業者が行った法令違反行為に対し千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、質屋営業の停止を命ずることをいう。

(2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。

(3) 法令違反行為 法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。

(4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。

(5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為の分類)

第3条 法令違反行為は、別表第1及び第2に定めるとおり、法に違反する行為をA、B、C及びD、法以外の法令に違反する行為をE、F、G及びHに分類するものとする。

(営業停止命令を行うべき場合)

第4条 次の各号のうちいずれかに該当し、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認める場合は、営業停止命令を行うものとする。

(1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。

- (3) 質屋がその代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

（営業停止命令に係る基準期間等）

第5条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

（営業停止命令の併合）

第6条 法令違反行為に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基準期間 各法令違反行為について前条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）
- (2) 短期 各法令違反行為について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3) 長期 各法令違反行為について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り

捨てるものとする。)

(観念的競合)

第7条 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、各法令違反行為について第5条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第8条 質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に当該質屋に営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について第5条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止期間の決定)

第9条 営業停止期間は、第5条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 営業停止命令対象行為により盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。

(2) 質屋又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。

(3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて軽微であると認められること。

(4) 質屋が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する

事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。
- (2) 法令に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められること。
- (4) 質屋が営業停止命令対象行為を行った日前3年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、営業停止命令を受けたこと。
- (5) 営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 質屋が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(許可の取消しを行うべき場合)

第10条 次の各号のうちいずれかに該当する場合は、質屋に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているとき等を除き、許可を取り消すものとする。

- (1) 質屋が法以外の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 質屋（質屋が未成年者又である場合の法定代理人を除く。）が法第3条第1項第3号、第4号、第6号又は第9号に該当したとき。
- (3) 質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうち法第3条第1項第1号、第3号から第7号までに該当したとき、又は許可の取消しをしようとする以前3年以内に法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
- (4) 質屋の法定代理人が法第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号に該当し、又は該当するに至ったとき。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場

合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 質屋がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 第8条の規定により営業停止命令の長期が1年に達した場合であって、前条第3項に掲げる処分を加重すべき事由があるとき。
- (4) 許可の取消しを行おうとする日前1年間に60日以上営業停止命令を受けた質屋又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又は代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

(情状による軽減)

第11条 第10条第2項の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(営業停止命令及び取消しの関係)

第12条 法令違反行為に対して許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等)

第13条 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可を取り消すものとする。

2 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、営業停止を命じられた原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止を命ずるものとする。